

平成21年2月宮崎県定例県議会

議員定数・選挙区調査特別委員会会議録

平成21年3月6日

場 所 第1委員会室

平成21年3月6日（金曜日）

政策調査課課長補佐 長 友 重 俊

午後2時2分開会

会議に付した案件

○協議事項

1. 請願について
 2. 議員定数関係条例の一部を改正する
条例（案）について
 3. 委員会報告書について
 4. 委員長報告（案）について
 5. その他
-

出席委員（11人）

委 員 長	緒 嶋 雅 晃
副 委 員 長	凶 師 博 規
委 員	福 田 作 弥
委 員	蓬 原 正 三
委 員	黒 木 覚 市
委 員	宮 原 義 久
委 員	河 野 安 幸
委 員	松 村 悟 郎
委 員	満 行 潤 一
委 員	河 野 哲 也
委 員	井 上 紀 代 子

欠席委員（なし）

委員外議員（3人）

議 員	中 村 幸 一
議 員	松 田 勝 則
議 員	武 井 俊 輔

説明のために出席した者（なし）

事務局職員出席者

政策調査課主任主事 松 下 新 一

○緒嶋委員長 それでは、ただいまから議員定数・選挙区調査特別委員会を開会いたします。

○凶師副委員長 暫時休憩をお願いいたします。

○緒嶋委員長 暫時休憩ということでございますので、休憩いたします。

午後2時2分休憩

〔凶師副委員長、満行委員、河野哲也委員及び井上委員が退席〕

午後2時10分再開

○緒嶋委員長 それでは、委員会を再開いたします。

まず、本日の委員会の日程についてですが、お手元に配付の日程（案）のとおり進めてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○緒嶋委員長 それでは、そのように決定いたします。

それでは、早速、委員協議に入ります。

初めに、委員会に付託された請願についてあります。

当委員会に付託されました請願第16号「宮崎県議会の議員定数削減と区割り改悪に反対する請願」につきまして、何か御意見等はございませんか。

○蓬原委員 この請願の内容であります。総定数45名の維持を求める内容となっております。ところが、この委員会ではもう既に、総定数を39名とすることを諸派の皆さんも含めて全会一致で決定しておりますので、委員会としてはこれは採択はできないものだというふうに私は考えます。

○緒嶋委員長 それでは、この請願について採決することにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○緒嶋委員長 それでは、請願第16号の賛否をお諮りいたします。

請願第16号について、採択すべきものとすることに賛成の委員の挙手を求めます。

〔挙手なし〕

○緒嶋委員長 挙手なし。よって、不採択とすることに決定いたしました。

それでは、次に、(2)の議員定数関係条例の一部を改正する条例案について御協議いただきたいと思ひます。

前回の委員会では、当委員会の最終的な結論が出され、それに基づき条例改正案を2月定例会に上程することが決定されていたところであります。

それではまず、当委員会の結論及び条例改正案等について、書記のほうより説明させたいと思ひますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○緒嶋委員長 それでは、松下書記、よろしくお願ひします。

○松下書記 それでは、御説明いたします。

まず、資料1の当委員会の結論であります。総定数39名、15選挙区、1票の格差1.60倍ということで、平成23年4月予定の次の一般選挙から実施ということになります。

各選挙区の定数等については、ごらんのとおりであります。現行の定数等と変更のあった点だけ御説明しますと、まず、選挙区割りに関しては、小林市に西諸県郡が新たに任意合区され、小林市・西諸県郡選挙区となっております。

また、各選挙区の定数についてであります、

現行より1名の削減となった選挙区は、北のほうから申しますと、東臼杵郡、日向市、西都市・西米良村、小林市・西諸県郡、宮崎市、新-日南市の6選挙区であります。

なお、下のほうに「注」とありますが、宮崎市と宮崎郡清武町が合併した場合には、両者をあわせた新-宮崎市選挙区となりまして、定数は両者の合計の12名とすることになるほか、小林市と野尻町が合併した場合には、残された高原町が強制合区の対象となりますので、新-小林市・西諸県郡選挙区となりまして、定数は2名ということになります。

それでは次に、資料2の「宮崎県議会議員の定数関係条例」に参ります。

本県の定数関係条例は2つございまして、「定数を定める条例」、いわゆる「定数条例」と、「選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例」、いわゆる「選挙区定数条例」というものであります。他県ではこれが1つの条例となっているところも多くなっておりまして、この2つは一体の条例であります。一方だけ改正が行われますと、この条例同士でそごを来すことにもなりかねないというようなものであります。

上の定数条例のほうは、単純に総定数を45名と定めているものであります。また、下の選挙区定数条例のほうは、第2条では日南市と南那珂郡の合区、第3条で西都市と児湯郡西米良村の合区を定めているほか、第5条では各選挙区の定数を定めております。

次に、資料3の条例改正案のほうに参ります。タイトルは、今述べました2つの条例、定数条例と選挙区定数条例の一部を改正する条例となっております。2つの条例は一体の条例でありますので、セットにして1つの改正条例で改

正するものであります。

まず、第1条ですが、定数条例の改正でありまして、45人を39人と改めるものであります。

次に、第2条ですが、これは当委員会の結論とは直接関係はないのですが、ことしの3月30日に日南市と南那珂郡2町の合併がありますので、それに伴う改正であります。合併により南那珂郡が存在しなくなりますので、選挙区定数条例の第2条、日南市と南那珂郡の合区の規定を削除するものであります。また、2ページ目に参りますが、各選挙区の定数を定めている第5条の「日南市(南那珂郡……を含む。)」の「(南那珂郡……を含む。)」を削除するものであります。

次に、改正条例の第3条でございますが、第3条は、当委員会の結論に基づいて選挙区定数条例を改正するものであります。まず、先ほど削除となりました第2条には、新たに、小林市と西諸県郡の合区の規定が入ってまいります。このほか、第5条のほうで、各選挙区の定数につきましては、議員数の改正、また、小林市の箇所に「(西諸県郡……を含む。)」を追加したりする改正を行うものであります。

最後に、3ページに参りまして、附則でございますが、「この条例は、次の一般選挙から施行する。ただし、第2条の規定は、平成21年3月30日から施行する。」となっております。日南市の合併に関する改正は、合併の日から施行されることとなっているものであります。

なお、補足ですが、宮崎市と清武町、小林市と野尻町の合併につきましては、まだ確定の段階ではありませんので、今回の条例改正案には盛り込まれないものであります。合併が確定した段階、すなわち総務大臣の告示が行われた後に、今回の条例改正案を改めて改正するという

ような手続を行うことになるものであります。

以上で説明を終わります。

○緒嶋委員長 ただいまの説明について、質疑等はございませんか。

○松村委員 2ページが一番上です。「日南市(南那珂郡……)」、その後に議員数ということで3人とありますね。右側は改正後であって、日南市だけですよね。同じ3人とあるのはどういうことですか。

○松下書記 こちらは、第2条の中の改正前、改正後でして、2条の部分は合併に伴う部分の改正でありまして、あくまで南那珂郡がなくなるということに伴う改正の部分でありますので、3人のままです。

改正後のところにある日南市3人が、第3条の改正前の第5条の中に日南市3人というのが入っておりますが、これが一般選挙の際には、右の改正後の日南市2人という形になるというものであります。

○松村委員 わかりました。

○緒嶋委員長 我々の任期はまだ2年あるが、それまでに日南市の欠員が2になった場合には、補欠選挙は3名のうちの2名でやるということかな。

○松下書記 はい。あくまで、次の一般選挙までは日南市は3人の定数のままでするので、そのようになります。

○緒嶋委員長 そういうことで、あくまでも39は次の通常選挙からということになりますので、それまでに欠員が2名以上出た場合は、前のままの定数で選挙があるということです。

ほかに質疑はございませんね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○緒嶋委員長 それでは、当委員会の発議により、資料3のと通りの改正案を本会議に上程す

ることよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○緒嶋委員長 異議もないようでございますので、そのように決定いたします。

次に、公職選挙法の改正を国に求めることについてであります。

前回の委員会において、選挙区割りを「郡市単位が原則」と定めている公職選挙法について、その改正を行うよう国に求めることが決定されたところであります。その方法として、条例を上程する際に附帯決議をつけてはどうかとされていたところですが、国に対して要望するのであれば意見書のほうがふさわしいものと考えます。

それでは、公職選挙法の改正を求めるために意見書を提出することについて、何か御意見等ございませんか。

○蓬原委員 意見書となりますと、いろいろともっと深く議論しなければいけないと思います。最終的に委員長報告があるわけですから、委員長報告の中で国に対する要望ということを入れたらどうかと私は考えますが、いかがでしょうか。

○緒嶋委員長 このことについてはいろいろと問題もあるということで、国に対して意見書というところまではどうかなという意見でありまして、そういうことであれば、委員長報告の中でそのことを述べるということで進めたらということではありますが、そういうことで異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○緒嶋委員長 それでは、そのように委員長報告の中で、私のほうで本会議場で申し上げることにいたします。

次に、(3)の特別委員会報告書についてであ

ります。

報告書につきましては、原案について、事前に委員の皆様のお了承をいただいていたところではありますが、その原案に、本日の委員会の結果を追加した報告書をもって議長への報告としたいと思いますと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○緒嶋委員長 それでは、そのように決定いたします。

なお、追加する本日の内容については、委員長へ一任くださいますようお願いいたします。いいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○緒嶋委員長 それと、報告書につきましては、定例会の閉会日であります18日に、他の委員会の分と合冊して議場に配付いたしたいので、御了承願いたいと思います。

最後に、閉会日の本会議で行います委員長報告についてであります。

委員会報告書を要約した形で委員長報告(案)を作成しておりますので、書記よりその案の配付をさせたいと思います。数分時間をとりますので、お読みください。

暫時休憩いたします。

午後2時25分休憩

午後2時30分再開

○緒嶋委員長 委員会を再開いたします。

委員長報告案について、何か御意見等ございませんか。

○黒木委員 最初からの流れ、そういうものもすべて入っておりますので、これについては異議はございません。

○緒嶋委員長 ほかの方、どうですか。いいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○緒嶋委員長 それでは、この案のとおり報告を行うこととしてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○緒嶋委員長 それでは、異議もないようでございますので、そのように決定いたします。

最後に、その他でございますが、委員の皆様から何かございませんか。

○黒木委員 我々はこうやって、諸派の皆さんが抜けた中で、離席されて、残念ながら我々で採決したんですけれども、今後の流れが非常に気になるころではあるんですよ。というのが、最終日に委員長が報告をされて、採決にどうしても持ち込むだろうと思うんですよね。うちの会長も来ておられますけれども、非常に心配なところもちょっと残っているのかなという気がするんですよ。そこ辺、しっかりまたお願いをしておかにかいかんかと。

○緒嶋委員長 今言われたことは、我々は県民の負託を考えながら、我々としては定数の削減というのが一番の大きな命題であったわけで、思い切って全国で一番の減数率ということで、6名を定数から減らすという、まさに画期的な結論が出てきたわけですので、仮の話ですが、これが廃案になるということであれば、我々は県民に対して説明責任が果たせないというような気がしますので、このことについては皆さん方の力をかりながら、本会議で可決されるように今後努力していくのが、また我々の責務であろうというふうに思いますので、委員の皆さん方はそういう自覚を持って今後努力もしていただきたいし、御協力もいただきたいということを、委員長として皆さん方にもお願いしたいと思います。

今の御意見、ありがとうございました。

ほかに、皆さん方、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○緒嶋委員長 それでは、私も一言申しましたけれども、20年度に9回にわたってこのような委員会を開いて、自分たちの身分にもかかわることでもありますし、大変我々も苦勞もし、努力もしてきたわけですけれども、結果が、全会一致とならずにこのようになったことは、私の力不足でありまして、本当に申しわけないというふうに思います。

しかし、皆さん方の御協力によって、今度の最終日の提案ということで上程することになるわけでありまして、最後まで皆さん方の御協力もよろしくお願い申し上げまして、私のあいさつにかえたいと思います。

それでは、以上をもちまして、議員定数・選挙区調査特別委員会を終了いたします。

1年間、お疲れさまでした。

午後2時34分閉会